# 小堅保育園 重要事項説明書

令和6年4月1日現在

# 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 恵泉会
代表者氏名	理事長 後藤 重好
所 在 地	鶴岡市茅原町28番10号
電 話 番 号	0235-29-5111

#### 2 施設の概要

施設の種類	保育所	
施設の名称	小堅保育園	
施設の所在地	鶴岡市堅苔沢字淵ノ上533番地	
連 絡 先	電話/0235-73-2330	
	FAX / 0235 - 33 - 8480	
管 理 者	園長 小林 リサ	
利 用 定 員	満3歳以上の児童	9人
	満1歳以上満3歳未満の児童	8人
	満1歳未満の児童	3 人
認可年月日	平成23年 4月 1日	
事業所番号		

#### 3 事業の目的・運営方針

小堅保育園(以下「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童 を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。)の 最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供 するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 施設・設備等の概要・・・パンフレット(小堅保育園のご案内)参照

#### 5 職員体制 ••• 別紙参照

当園では、「山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

#### 6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。 ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日は休園となります。

## 7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から 16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7 時 30 分から 8 時まで、又は 16 時から 18 時 30 分までの範囲内で、時間外保育を提供します。

## 8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

- (2) 地域の自然を保育過程に組み込んだ保育を提供します。
- (3) 送迎

希望者については、園バスによる送迎を実施します(ただし、別途利用者負担あり)。

(4) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11 時 30 分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11 時 30 分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11 時 30 分頃	15時頃	
3歳児		11 時 45 分頃	15時頃	
4歳児		11 時 45 分頃	15時頃	
5歳児		11 時 45 分頃	15時頃	

- ※ 献立表は毎月別途お知らせします。
- ※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。
- (5) その他
  - ・当園と同じ法人が運営する松原保育園との間で、登園に通う園児が、普段より著しく登園人数が少ない場合の土曜日・お盆期間・年末の期間に、国が定める共同保育を行うこととし、松原保育園に園児の受け入れを要請する。

## 9 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)
  - 支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
- \* (1) に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。 お支払方法については、別途お知らせします。

# 10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

#### 11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

## (1) 内科

医療機関の名称	三井小児科病院
医 師 名	三井 直弥
所 在 地	鶴岡市美咲町28-1
電 話 番 号	$0\ 2\ 3\ 5 - 2\ 2 - 3\ 2\ 9\ 0$

# (2) 歯科

医療機関の名称	ふみぞの歯科・矯正歯科医院
医 師 名	荻原 聡
所 在 地	鶴岡市文園町3-6
電 話 番 号	0235-25-8118

## (3) 眼科

医療機関の名称	滝沢眼科
医 師 名	滝沢 元
所 在 地	鶴岡市本町3-7-65
電 話 番 号	$0\ 2\ 3\ 5-2\ 5-2\ 5\ 3\ 3$

## 12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する 医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

### 13 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

	<ul><li>・苦情受付担当者 齋藤 優</li></ul>
当園	・苦情解決担当者 小林 リサ
ご利用相談窓口	・ご利用時間 8:30~ 17:30
	・電話番号 0235-73-2330
	F A X 0235-33-8480
第三者委員	評議員 : 蓮池妙子 0235 - 22 - 2474
第二年安貝 	評議員 : 富樫憲也 0235 - 23 - 3556

# 14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。
防災設備	<ul> <li>・自動火災報知機</li> <li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

# 15 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

	山形県学校災害互助会	日本スポーツ振興センター(5月)	
保険の種類	災害共済	災害共済	
保険金額	園負担: 1,460円	保護者負担:240円 園負担:135円	

# 16 当園におけるその他の留意事項

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
通園バス費用	送迎代【送迎利用者のみ】一家庭分で徴収	月額 往復:3,000円
		片道:1,500円
		1回 150円
主な行事にかかる費用	親子遠足施設利用代・バス代	その都度徴収
(保護者分のみ)	保育パパ・ママランチ代・卒園式お祝い会	
	など他	
三ツ波会PTA会費	三ツ波会費	年額 2,400 円
		(1ヶ月 200 円)
保険にかかる費用	災害共済掛け金	年額 240 円

<sup>※</sup> 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付します。

# 2 3 歳児以上給食費

項目	月 額	適要
副食費	4,700円	

- ※ 鶴岡市から通知により免除、減額する場合があります。
- ※ 月途中の入園、退園については日割り計算とします。